

令和8年度京都市発達障害者支援センター運営業務委託に関する公募型プロポーザル参加者 募集要項

1 委託業務

京都市発達障害者支援センター運営業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

95,951,517円（税込）

4 応募資格

応募する事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあっては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書等が提出でき、かつ、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者（※1）であること。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。
- (3) 発達障害者支援法第14条第1項（※2）及び発達障害者支援法施行令第2条（※3）で定める法人であること。

なお、本参加資格は法の規定に基づき指定を受けることが可能な法人の種別を定めたものである。本プロポーザルにおける審査を経て指定の手続きを行うため、参加申請時において既に同項の指定を受けている必要はない。

※1 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (5) (略)
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

※2 発達障害者支援法第14条第1項

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

※3 発達障害者支援法施行令第2条

法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

5 応募方法

(1) 提出書類

紙文書で5部提出すること。ただし、エ～スは原本1部に写し4部でも差支えない。

ア 参加申請書（別紙1）

イ 類似業務実績一覧（別紙2）

ウ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準」に基づき作成すること。

エ 積算根拠が分かる見積書（消費税は内書きで記載すること。）

オ 京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱（以下「指定要綱」という。）第2条第2項に規定する第1号様式

なお、第1号様式に添えて提出する各種関係書類については、「ウ 企画提案書」をもってしてもかまわない。

カ 指定要綱第2条第1項第2号各号に掲げる常勤職員が資格を有する場合にあっては、その資格を証する書面の写し。

キ 「4 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの）

ケ 暴力団排除条例誓約書（別紙3）

コ 法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

サ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

シ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

ス 調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、ク以下を省略できるものとする。

(2) 受付期間

ア 令和8年2月4日（水）午前9時から令和8年2月26日（木）午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和8年2月26日（木）午後5時必着とする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「11 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1件とする。

イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

6 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「11 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受け付けない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「発達障害者支援センター運営業務受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については、令和8年2月17日（火）までにこころの健康増進センターのホームページにおいて公開する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348683.html>

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定会議

本市の職員で構成する「発達障害者支援センター運営業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、受託候補者の選定を行う。

(2) プрезентーションの実施

応募事業者から事前に提出された企画提案書の内容に関するプレゼンテーションの実施により選定を行う。

日時：令和8年3月6日（金）午後1時～午後5時（詳細な時間は追って連絡）

場所：京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす4階研修室

※ プрезентーションは、提案説明時間20分、質疑応答10分を予定。

(3) 評価方法

別表「受託候補者選定基準」に基づき、選定委員が採点を行い、その合計値を応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

プレゼンテーション後の選定会議において集計結果を確認し、最も評価点が高いもののを受託候補者として選定する。

また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、選定対象外又は失格となった事業者を除く全応募事業者に通知する。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称を本市ホームページにおいて公表する。

8 委託契約の締結

(1) 契約金額

提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者に対して、指定要綱第3条第1項に基づき、指定の通知を行う。

イ 受託候補者となった者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

ウ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

エ 受託候補者となった者が、ウの手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約締結を辞退したものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定する。

オ 本業務に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

9 留意事項

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。

(4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

(5) 今回の募集については、令和8年度に実施する業務の準備行為として実施するものであり、今後、本業務に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合や業務内容を変更する場合がある。この場合において、本業務のために行った準備行為等に係る経費が発生していても、その費用を本市に請求することはできないものとする。

10 スケジュール（予定）

令和8年2月 4日（水）	募集開始
2月10日（火）	質問提出締切
2月17日（火）	質問回答
2月26日（木）	参加申請書・企画提案書提出締切

3月 6日 (金) プレゼンテーション実施
3月中旬 選定結果通知・指定通知・公表
4月 1日 (水) 契約締結・業務開始

11 問合せ先及び提出先

〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす内
京都市こころの健康増進センター相談援助課 (担当:板谷、澤村)

TEL 075-925-5736

FAX 075-925-5920

E-mail kokoro-center@city.kyoto.lg.jp